

# ○岡山県環境影響評価技術指針解説

## 第1 趣旨

- 1 この岡山県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年岡山県条例第7号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、環境影響評価及び環境管理（以下「環境影響評価等」という。）が適切に行われるために必要な技術的事項に関する指針を定めたものである。
- 2 この技術指針は、すべての対象事業（都市計画対象事業を含む。以下同じ。）に共通するものとして定めたものであり、事業者及び都市計画決定権者は、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を勘案して環境影響評価等を行うものとする。
- 3 この技術指針は、事例の集積、科学的知見の進展等に応じ、必要な改定を行うものとする。

### 【趣 旨】

この技術指針は、条例第4条第1項の規定に基づき、環境影響評価等が科学的かつ適切に行われるために、必要な技術的事項及び留意事項について、すべての対象事業（都市計画対象事業を含む。以下同じ。）に共通するものとしてとりまとめたものである。

事業者及び都市計画決定権者は、事業特性及び地域特性を勘案して適切に環境影響評価等の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選択するものとする。

なお、技術指針は今後の事例の集積、科学的知見の進展等に応じて所要の改定を行うものとする。

## 第2 環境影響評価等実施の基本方針

- 1 対象事業の計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たっては、岡山県環境基本条例（平成8年岡山県条例第30号）及び岡山県環境基本計画に十分に配慮し、事業の実施に際しての環境影響評価等の重要性を深く認識して、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるように努めるものとする。
- 2 環境影響評価等を行うに当たっては、条例に定めるところによるほか、技術指針に定める各事項を基本として、事業特性及び地域特性に応じ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

### 【趣 旨】

環境影響評価等の実施に当たっての基本方針を示したものである。

### 【解 説】

- 1 事業計画の策定に当たっては、岡山県環境基本条例等に十分に配慮し、環境を保全することの重要性を深く認識した上で複数の案の検討を行い、当該事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するなどの配慮に努めるとともに、配慮した内容については検討経過と併せて明らかにすること。
- 2 環境影響評価等を行うに当たっては、条例に定めるところによるほか、技術指針の各事項を標準に当該事業の事業特性及び地域特性を勘案して環境影響評価等の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定すること。
- 3 条例第12条第1項において、準備書は「調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの」とされている。

なお、「環境影響評価の項目」とは、大気質、水質、動物、植物、景観等の区分をさすものであること。

### 第3 環境影響評価等の対象とする環境を構成する要素(以下「環境要素」という。)

環境影響評価等の対象とする環境要素は、別表第1に掲げるとおりとする。

なお、環境要素は、事業特性及び地域特性を勘案して選定するものとする。

#### 【趣旨】

環境影響評価等の対象とする環境要素を示したものである。

#### 【解説】

別表第1において、環境要素は、例えば大気質においては「二酸化窒素」「一酸化炭素」等の細区分に分類して選定すること。

### 第4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する指針

対象事業に係る環境影響評価は、次の1から8により、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定して行うものとする。

#### 【趣旨】

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定についての指針を示したものである。

#### 1 事業特性及び地域特性の把握

(1) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

##### ア 事業特性に関する情報

- (ア) 対象事業の種類
- (イ) 対象事業実施区域の位置
- (ウ) 対象事業の規模
- (エ) 対象事業の工事計画の概要
- (オ) その他の対象事業に関する事項(対象事業に係る主な施設の配置等)

##### イ 地域特性に関する情報

- (ア) 自然的状況
  - a 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定により定められた環境上の条件についての基準その他の目標値等(以下「環境基準等」という。)の確保の状況を含む。)
  - b 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基準等の確保の状況を含む。)
  - c 土壌、地盤及び日照等の状況(環境基準等の確保の状況を含む。)
  - d 地形及び地質の状況
  - e 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
  - f 景観(歴史的・文化的景観を含む。)及び人と自然との触れ合いの活動の状況
  - g その他の事項
- (イ) 社会的状況
  - a 人口及び産業の状況
  - b 行政区画の状況
  - c 土地利用の状況
  - d 対象事業予定地周辺で行われることが明らかにされている他の大規模な事業の内容
  - e 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

- f 交通の状況
- g 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況
- h 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域地区等の決定状況その他の土地利用計画
- i 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- j 史跡・文化財（名勝・天然記念物等）
- k その他の事項

(2) (1) イに掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するものとし、必要に応じ、国、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合、当該資料については、その出自を明らかにできるよう整理するものとする。

**【趣 旨】**

事業特性及び地域特性の把握について示したものである。

**【解 説】**

事業特性及び地域特性は、条例第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域及び第6条第1項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域に係る次に掲げる情報について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うに必要と認める範囲内で把握すること。

(1) 事業特性及び地域特性に関する情報

ア 事業特性に関する情報

(ア) 対象事業の種類

条例第2条第2号の対象事業の区分によること。

(イ) 対象事業実施区域の位置

地図等により区域の境界を示す場合は、1/25,000程度の縮尺とし、必要な場合はさらに詳細な図面により確認すること。

(ウ) 対象事業の規模

対象事業実施区域の面積又は長さ、工作物の大きさ、施設の能力その他の数値で表される対象事業の基本的な諸元を把握すること。

(エ) 対象事業の工事計画の概要

対象事業及びその関連事業について、工法、改変区域の規模、移動土量、排水量、使用機材、使用燃料、工事の期間・工程等の概要を把握すること。

(オ) その他の対象事業に関する事項

施設の配置、外溝施設、交通アクセス、予定される事業活動、利用計画等の対象事業等に関する事項を把握すること。

イ 地域特性に関する情報

(ア) 自然的状況

a 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(a) 地上気象（降水量、積雪、風向、風速、気温、日射量、放射収支量又は雲量、大気安定度等）、上層気象（風向、風速、気温等）の状況

(b) 大気環境測定局等における大気質の測定結果等の情報

(c) 騒音、振動及び悪臭等に関する状況

b 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(a) 流域、流況等水象の状況

(b) pH、BOD、SS等の水質の状況

(c) 温鉱泉、湧泉、溪流等の状況

(d) 底質の性状、特殊性の有無等の情報

- c 土壌、地盤及び日照等の状況
  - (a) 土壌、地盤の性状、地盤沈下、地盤卓越振動数等の状況
  - (b) 日照障害、電波障害、光害等の状況
- d 地形及び地質の状況
  - (a) 地形の分布状況
  - (b) 岩石、地層、堆積物等の状況
  - (c) 表層の土壌の状況
  - (d) 重要な地形及び地質の分布状況等
- e 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
  - (a) 陸生及び水生の動植物の主要な種及び生息または生育状況
  - (b) 集団繁殖地、群落等の分布、注目すべき種の状況及び動物相、植物相の状況
- f 景観（歴史的・文化的景観を含む。）及び人と自然との触れ合いの活動の状況
  - (a) 地形、植生、構造物、文化財等の主要な景観構成要素が創出する地域景観の状況
  - (b) 景観資源、主要な眺望点の状況
  - (c) キャンプ場等の野外レクリエーションの場の状況
  - (d) 魚釣り、散歩等の地域において日常的に行われている人と自然との触れ合い活動の場の状況
- g その他の事項
  - 環境基準等の達成状況、公害苦情等の状況その他の情報
- (イ) 社会的状況
  - a 人口及び産業の状況
    - 人口密度、人口分布、世帯数、集落の分布、特徴的な産業等の状況
  - b 行政区画の状況
    - 市町村界、字界、町内会等の状況
  - c 土地利用の状況
    - (a) 森林、原野、湖沼、住宅地、農用地等土地利用形態の状況
    - (b) 工場が集積している地域、農業が主に行われている地域、商店街等の状況
  - d 対象事業予定地周辺で行われることが明らかにされている他の大規模な事業の内容  
周辺地域における大規模開発事業計画等の情報
  - e 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
    - 水面の利用、利水状況、保護水面の設定等の状況及び温泉、地下水の利用状況
  - f 交通の状況
    - 道路、鉄道等の状況及び将来の建設計画に関する情報
  - g 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び  
住宅の配置の状況
    - 公共的に利用される施設及び集合住宅等の配置状況
  - h 都市計画法（昭和43年法律第 100号）に基づく地域地区等の決定状況その他の土地  
利用計画
    - 都市計画法、宅地造成等規制法等の決定・指定の状況
  - i 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に  
係る規制の内容その他の状況
    - 公害防止計画策定地域、水質等環境基準の類型当てはめ地域、騒音・振動指定地域  
及び国立公園、自然公園、自然海浜保全地区、景観モデル地区等の状況
  - j 史跡・文化財等
    - 名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地等の状況
  - k その他の事項
- (2) (1) イの情報は、一般的に入手可能な最新の文献、国・地方公共団体が有する情報その  
他の資料、専門家等からの聴取又は必要に応じて現地調査等により把握すること。  
なお、これらの情報は、環境影響評価の項目及び手法の選定に必要と認める範囲内で把握  
すべきものであり、いたずらに資料のボリュームを増すのみで活用されないような情報の記

載は不要であること。

## 2 環境影響評価の項目の選定

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該対象事業の実施に伴い環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）ごとに、影響を受けるおそれがある環境要素について、別表第1の区分により客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。
- (2) (1)の影響要因の検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて細区分した影響要因ごとに行うものとする。
  - ア 対象事業に係る工事の実施（別表第1において「工事の実施」という。）
  - イ 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって、対象事業の目的に含まれるもの（別表第1において「存在・供用」という。）
- (3) (1)の環境要素の検討は、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して、次に掲げる環境要素ごとに細区分して行うものとする。
  - ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（エに掲げるものを除く。別表第1において同じ。）
    - (ア) 大気環境
      - a 大気質
      - b 騒音
      - c 振動
      - d 悪臭
      - e 低周波音
      - f aからeまでに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
    - (イ) 水環境
      - a 水質（地下水の水質を除く。別表第1において同じ。）
      - b 水底の底質
      - c 地下水の水質及び水位
      - d aからcまでに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
    - (ウ) 土壌に係る環境その他の環境（（ア）及び（イ）に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）
      - a 地形及び地質
      - b 地盤
      - c 土壌
      - d 日照阻害
      - e 電波障害
      - f 光害
      - g 反射光
  - イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（エに掲げるものを除く。別表第1において同じ。）
    - (ア) 動物
    - (イ) 植物
    - (ウ) 生態系
  - ウ 地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評

価されるべき環境要素（エに掲げるものを除く。別表第1において同じ。）

(ア) 景観

(イ) 人と自然との触れ合いの活動の場

(ウ) 文化財、天然記念物その他

エ 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

(ア) 廃棄物等（廃棄物及び建設副産物をいう。以下同じ。）

(イ) 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）

- (4) (1) の項目の検討は、1により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。
- (5) 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において、調査の実施、事業内容の具体化等により新たな環境影響評価の項目についての環境影響評価が必要となった場合、科学的知見の集積により環境影響の重大性が判明した物質を排出するおそれがある場合等環境影響評価の項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ(1)により選定した環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。
- (6) (1) による環境影響評価の項目の選定結果~~を~~について、別表第1を参考に一覧できるように整理するとともに、全ての評価項目（細区分ごと）について、選定又は非選定の理由を明らかにするものとする。
- (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）等に基づき指定されている史跡、名勝、天然記念物及びこれらに準ずるものについては、県（市町村）教育委員会の指示に基づき把握するものとする。

#### 【趣 旨】

環境影響評価の項目の選定について示したものである。

#### 【解 説】

- 1 環境影響評価の項目の選定は、影響要因ごとに、影響を受けるおそれがある環境要素について客観的かつ科学的に検討することにより行い、別表第1の細区分ごとに選定すること。
- 2 影響要因は、既に把握した事業特性に関する情報を踏まえ、「工事の実施」及び「存在・供用」の区分ごとに検討すること。
- 3 全ての環境影響評価項目について細区分ごとに選定又は非選定の理由を明らかにすること。
- 4 文化財保護法等に基づき指定されている史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地並びにこれらに準ずるものについて把握すること。  
なお、これらについては、その有無を含め県（市町村）教育委員会に協議の上、指示に基づいて適切に対処すること。

#### 3 調査、予測及び評価の手法に係る基本的事項

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに当該選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討を行うものとする。この場合、次に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれに定める手法について、4から8までに定めるところにより行うものとする。
- ア 2(3)アに掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

- イ 2 (3) イ (ア) 及び (イ) に掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生（海生を含む。）の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- ウ 2 (3) イ (ウ) に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、イの調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法
- エ 2 (3) ウ (ア) に掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- オ 2 (3) ウ (イ) に掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- カ 2 (3) ウ (ウ) に掲げる環境要素に係る選定項目については、有形の文化的所産及び歴史的資料で価値の高いもの、住民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの、史跡、名勝地等で価値の高いもの、歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの、天然記念物並びに埋蔵文化財を包蔵する土地及びその周辺の環境の状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- キ 2 (3) エに掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法
- (2) 対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法の選定は、選定項目ごとに別表第2に掲げる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を基準として選定するものとする。

**【趣 旨】**

調査、予測及び評価の手法に係る基本的事項を示したものである。

**【解 説】**

- 1 手法の選定は、技術指針第4の3 (1) の調査、予測及び評価に係る基本的事項を踏まえそれぞれの手法について、技術指針第4の4から8までに定めるところにより行うこと。
  - (1) 大気質、水質等、季節的変動による影響が認められる項目については、四季の変化を把握できる手法とする。
  - (2) 景観については、眺望の状況及び景観資源の分布状況並びに地域の日常生活におけるランドマーク的景観（地域景観）等について調査するものとし、これらに対する四季の変化を念頭において景観上配慮すべきと認められる時期において環境影響の程度を把握する手法とする。
  - (3) 人と自然との触れ合いの活動の場については、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び散歩や魚釣りなど日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法とする。
- 2 参考手法以外の手法を選定する場合にあっては、その根拠を明らかにすること。

#### 4 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項

- (1) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下（2）及び（3）において「手法」という。）の選定は、1により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。  
この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。
- (2) 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ、3により選定された手法の見直しを行うものとする。
- (3) 手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

##### 【趣 旨】

調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項を示したものである。

#### 5 調査、予測及び評価の手法の重点化及び簡略化

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法の選定に当たっては、選定項目ごとに参考手法を基に選定するものとし、必要に応じて、参考手法より詳細な調査若しくは予測の手法の選定（(2)において「手法の重点化」という。）又は参考手法より簡略化された調査若しくは予測の手法の選定（(3)において「手法の簡略化」という。）を行うものとする。
- (2) (1)による手法の重点化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。
  - ア 事業特性が、選定項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
  - イ 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
    - (ア) 選定項目に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
    - (イ) 選定項目に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
    - (ウ) 選定項目に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- (3) (1)による手法の簡略化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。
  - ア 選定項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
  - イ 対象事業実施区域又はその周囲に、選定項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
  - ウ 類似の事例により選定項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
  - エ 調査の手法については、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

##### 【趣 旨】

調査、予測及び評価の手法の重点化及び簡略化について示したものである。

##### 【解 説】

- 1 本県技術指針では対象事業ごとの参考手法を定めず、事業特性及び地域特性に応じて手法の選定を行う方式としているため、環境省が定め公表している「基本的事項」に示された重点化または簡略化の考え方とは一致しないことに留意すること。
- 2 手法の重点化又は簡略化は、以下の要件等の場合において参考手法より精緻な調査手法あるいは簡便な調査手法を選定することをいう。
  - (1) 手法の重点化を行う場合は、①他の工場と比べて著しく多量の排ガスを発生させる工場であるといった事業特性を有する場合で、特に配慮が必要な場合 ②盆地、閉鎖性水域等、地域の環境特性によって対象事業の実施による著しい環境影響を受けるおそれがある地域 ③学校、病院等、あるいは飲用水源等その地域で環境保全に特に配慮が必要な地域 ④湿原



等で著しい環境影響を受けるおそれが強い地域、重要な野生生物の生息地等特に重要な地域 ⑤公害に関する法令等に基づく規制等がされている地域 ⑥自然環境に係る指定地域等が存在する場合 ⑦本来ならば当然存在するべき貴重な自然環境があるべき場所と容易に推測される地域、若しくは⑧環境基準未達成の地域、騒音の要請限度を超えた地域がある場合等である。

- (2) 手法の簡略化は、①対象事業に伴う排水が予定されていない場合における水質調査項目のごとく、明らかに環境影響がないかその程度が小さいと認められる場合等において、調査は実施するが予測は行わないとする場合 ②人里離れた山中において今後相当長期間にわたり人家が存在しないと認められる場所における自動車騒音のように環境影響を受ける対象が存在しないことが想定される地点 ③近接する他の事業や類似事例で既に調査、予測及び評価が詳細に行われており、その結果が利用できることが明らかな場合 ④標準手法より簡易な測定方法で必要な調査データが得られることが確実な場合等である。

3 重点化・簡略化を行う場合は、その根拠を明らかにすること。

## 6 調査の手法

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、3に定めるところによるほか、次のアからオに掲げる事項について、それぞれアからオに定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準を確保するよう留意するものとする。

### ア 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用、対象事業の予定地周辺で行われることが明らかになっている他の大規模な事業の内容その他の社会的状況に関する情報

### イ 調査の基本的な手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

### ウ 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

### エ 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第2において「調査地点」という。）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

### オ 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第2において「調査期間等」という。）

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

- (2) (1) イの調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な手法を選定するものとする。
- (3) (1) オの調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう選定するものとする。≒とともに、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するよう設定するものとする。

- (4) (1) による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- (5) (1) による調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の情報の出自及びそれらの妥当性についても明らかにできるようにするものとする。この場合、希少な動植物の生息又は生育に関する情報の公開に当たっては、必要に応じ、種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。
- (6) (1) による調査の手法の選定に当たっては、現地調査を行う場合において、既存の長期間の観測結果が存在しているときは、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

#### 【趣 旨】

対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっての留意事項を示したものである。

#### 【解 説】

- 1 調査に当たっては、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、調査の目的に応じた精度を確保することが、予測、評価の際の精度の確保に大きく影響することとなるため、メリハリのきいた調査の手法を選択することが求められる。

なお、調査に際しての配慮すべき特徴的な例示は以下の点であるので留意すること。

##### (1) 調査地域

- ア 大気に係る調査地点については、大気の拡散理論に基づく予測式により求められた最大着地濃度地点を含む範囲で、地形等の地域特性を加味した適切な地点とすること。
- イ 水質に係る調査地点については、原則として瀬戸内海環境保全特別措置法に係る事前評価の手法に準じて選定すること。
- ウ 騒音に係る調査地点については、住居等の存在状況及び高さ方向並びに地形等を配慮して選定すること。
- エ 植生に係る調査範囲は、事業計画地周辺200 m（田畑・人工改変地に接する場合は100 m程度）とすること。

##### (2) 留意事項

- ア 動植物については、現地において同定が困難なものについては原則として標本を作成し、手続が終了するまでの必要な期間保存しておくこと。但し、貴重種等で絶滅のおそれのある個体については、写真、ビデオ撮影等により後日再確認できるよう資料整理を行うこと。
- イ 希少な動植物の生息又は生育に関する情報を、これらを保護する立場にあるもの以外に公開する場合には、盗掘、乱獲、密猟又はマニアによる不用意な撮影行為等による不測の影響又は被害を防止するため、必要に応じて種及び場所を特定できないように加工することなど希少な動植物の保護のため特に慎重な配慮を行うこと。

また、既存の文献等において生育、生息が確認されている希少種等にあつては、現地調査において確認されなかった場合においても専門家の指導を得て慎重に検討を行うこと。

#### 7 予測の手法

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、3に定めるところによるほか、次のアからエに掲げる事項について、それぞれアからエに定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準を確保するよう留意するものとする。
  - ア 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

イ 予測の対象とする地域（（４）及び別表第２において「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

ウ 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握する場合における当該地点（別表第２において「予測地点」という。）

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

エ 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

供用開始後定常状態になる時期、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

(２) (１) アの予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

(３) (１) エの予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提となる条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ予測対象時期等での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。また、汚染物質の環境中での蓄積による累積的影響が考えられる場合には、これにも配慮した時期での予測を行うものとする。

(４) (１) による予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。なお、予測の前提となる条件の設定に当たっては、当該条件の経時的変動、季節の変動及び経年的変化も踏まえ、環境影響が適切に予測されるよう留意するものとする。

(５) (１) による予測の手法の選定に当たっては、対象事業の予定地周辺で行われることが明らかにされている他の大規模事業等対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合、対象事業に密接に関連する事業があれば、その環境影響をできる限り検討するほか、関係する地方公共団体が有する情報を収集して将来の環境の状況を設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込むときは、当該措置の内容を明らかにできるようにするものとする。

(６) (１) による予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合で、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

#### 【趣 旨】

対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっての留意事項を示したものである。

#### 【解 説】

１ 予測に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に応じてどのような予測手法を選定するかが評価の精度に大きく影響することから、理論計算によるのか、実験によるのか、事例の引用によるのか、あるいはこれらを併用するのかといった基本的手法の選定についての検討を慎重に行い、必要な水準を確保すること。

- 2 予測地域、予測地点及び予測対象時期について効果的かつ適切に選定するとともに原則として定量的な把握が可能な手法を選定すること。
- 3 予測の期間内で、近接する場所において大規模な他の事業が実施されること等により当該地域の将来の環境の状況を変化させるおそれがある場合等においては、予測の際に設定した条件の変化が予想されるので、必要に応じて予測対象時期等の予測に加え、中間的な時期での予測を行うこと。また工事着手前において必要な調査や予測を行うこと。  
特に道路事業において暫定2車線で供用しその後4車線化する場合等のように、予測の期間内において条件が大きく変化するような場合は、各段階において予測を行うこと。
- 4 予測に当たり、不確実性を有すると認める場合はその内容を明らかにすること。

## 8 評価の手法

対象事業に係る環境影響評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第5の1による検討を行った場合は、その結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- (2) 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

### 【趣旨】

対象事業に係る環境影響評価の手法の選定に当たっての留意事項を示したものである。

### 【解説】

- 1 「できる限り回避され、又は低減」とは、単に「法令による基準等を満たしているかどうか」を評価することにとどまらず、「いかに回避・低減の配慮ができるか」という視点に立って評価することをいうものである。
- 2 「施策によって・・・目標」とは、環境基準、岡山県環境基本計画、法令の規制基準値、国・地方公共団体の通知等に基づき定められた基準又は目標値等をさすものであること。

## 第5 環境の保全のための措置に関する指針

対象事業に係る環境の保全のための措置は、次に掲げる1から3に定めるところにより検討するものとする。

### 【趣旨】

環境の保全のための措置の検討について示したものである。

### 1 環境の保全のための措置の検討

- (1) 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体による環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。この場合、対象事業実施区域内に良好な自然環境を有する区域があるときは、当該区域及びその周辺を自然環境を保全すべき区域（3（4）において「自然環境保全

区域」という。)として可能な限り広範囲に保全することを検討するものとする。  
(2) (1)による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(3(5)及び(6)において「代償措置」という。)を検討するものとする。

**【趣旨】**

環境保全措置について示したものである。

**【解説】**

1 対象事業の実施に伴い、環境影響がないかあるいはその程度が極めて小さいと判断される場合以外は環境保全措置を検討するものとしている。

2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、または低減させるための措置の複数案の検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられるか等の検討を行うこと。

3 検討結果を踏まえ、必要に応じ、代償措置を検討すること。

この場合、例えば「希少な個体を移植保護する場合に、その移植により移植先の生態系を攪乱してしまう」といったような、「代償措置を実施することに伴う他の環境要素に及ぼす影響」についても慎重に検討すること。

また、安易に代償措置の実施をもって当該事業の実施についての免罪符とするようなことは厳に慎むべきである。

4 本県においては従前から、ゴルフ場等大規模な面的開発を行う場合に対象事業実施区域内に良好な自然環境を有する区域があるときは、当該区域及びその周辺を自然環境保全区域として可能な限り広範囲に一団の区域を保全するよう求めてきているところである。

自然環境保全区域は、当該地域において保たれている良好な自然環境を保全するに十分な面積を確保し、尾根、谷等を含むまとまった地域として設定すること。

**2 検討結果の検証**

1による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。また、検証にあたっては必要に応じ、専門家等の助言を得て行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

**【趣旨】**

検討結果の検証について示したものである。

**【解説】**

環境保全措置の検討結果について、それぞれの案の検討結果が妥当なものであったかどうか、採用しようとする環境保全措置が効果的かつ実行可能なよりよい技術であるかどうか十分に検証すること。

検証に当たっては、必要に応じ、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を得て行い、助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすること。

**3 検討結果の整理**

1による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- (4) 自然環境保全区域を設定するときは、その設定理由及び保全方針
- (5) 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

- (6) 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される環境要素の種類及び内容
- (7) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

【趣 旨】

検討結果について整理すべき事項について示したものである。

【解 説】

環境保全措置が適切かつ客観的に検討されているかどうか、環境影響評価における重要なポイントであるところから、複数の案の検討や実行可能でかつ信頼性の高いよりよい技術が導入されているかどうか、その検討結果を明らかにするよう整理すべき事項を示している。また、それぞれの案について検討経過が明らかになるよう整理することが必要である。

## 第6 環境管理の項目及び手法に関する指針

対象事業に係る環境管理は、次に掲げる1から4に定めるところにより行うものとする。

【趣 旨】

対象事業に係る環境管理について示したものである。

【解 説】

「環境管理」とは、事業着手（工事着手）以後実施される事後調査と事後調査の結果に基づき行われる環境保全措置を合わせた概念である。

環境影響評価法における報告書手続と同様、条例においても事後の手続について定めており、法の対象事業についても条例に基づく環境管理の規定が適用されることとされている。

### 1 環境管理の基本的事項

対象事業の実施（工事着手）以後において、将来判明すべき環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行い、及び当該環境の状況に応じた適切な環境の保全のための措置を講ずることとし、環境管理に当たっては、当該対象事業について、評価書に記載された環境管理についての計画に定めるところに従って行うものとする。

【趣 旨】

環境管理の基本的事項について示したものである。

【解 説】

- 1 対象事業の工事着手以後において、事後調査を行い、その結果に基づき適切な環境保全措置を講ずることを規定している。
- 2 環境管理は、事業者自らが策定した計画に従って行われるものであり、「評価書に記載された」ことにより、環境管理計画の内容が公告縦覧され、関係住民等にも明らかにされることになる。
- 3 環境管理計画は、事後調査を行う期間及び項目並びに事後調査の結果環境影響が著しいと判明した場合の対応方針その他の必要な事項について定めるものである。  
また、事業者がこの計画に定めるところにより行った環境管理の結果については、原則として当該工事の完了後5年間その結果を知事に報告することとされており、「あらかじめ策定された環境管理計画において事後調査が終了している場合」においてもその旨を報告することを要するものである。
- 4 知事は、必要な場合は事業者に対し環境管理について意見を述べることとされている。

### 2 環境管理の項目及び手法の選定

環境管理の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 環境影響評価を行った項目の中から環境管理の項目として、事業特性及び地域特性に応じた適切な項目を選定すること。
- (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じた適切な手法を選定するとともに

- に、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるように整理すること。
- (3) 事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討ができる適切かつ効果的な地域又は地点において、適切かつ効果的な期間（事業活動が定常状態となるまでの期間、環境保全措置の効果が確認できるまでの期間等）、時期又は時間帯について調査を実施すること。
- (4) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が少ない手法を選定すること。

**【趣 旨】**

環境管理の項目及び手法の選定について示したものである。

**【解 説】**

- 1 条例において、環境管理計画を準備書に記載することとされており、事業者は、準備書に係る手続において述べられた知事意見等を勘案するとともに、検討を加えて作成した環境管理計画を評価書に記載することとされている。
- 2 環境管理の項目及び手法は当該事業の事業特性及び地域特性に応じて適切に選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果を適切に比較検証することが可能となるよう選定すること。  
また環境保全措置が必要な場合は、当該措置の対象ごとにその効果を検証すること。
- 3 当該事業活動が定常状態になったと認められる場合において当該事業活動による環境影響の程度が小さいと判断される場合等においては、環境管理における事後調査の内容を簡略化することができるものである。
- 4 環境管理は、当該事業の工事着手時から供用・存在する期間について継続して行うべきものであり、報告義務期間の5年が経過した後も継続されるものである。

**3 環境管理計画の内容**

環境管理計画の内容については、次に掲げる事項を検討し、明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 各環境影響評価項目について、事後調査の項目としての選定又は非選定理由
- (2) 事後調査の項目及び手法
- (3) 事後調査の結果についての考察
- (4) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針
- (5) 環境管理の結果の公表の方法
- (6) 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
- (7) 事業者以外の者が環境管理の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- (8) (1) から (7) に掲げるもののほか、環境管理の実施に関し必要な事項

**【趣 旨】**

環境管理計画書に記載すべき内容について示したものである。

**【解 説】**

- 1 環境管理計画は、環境影響評価に係る図書において明らかにされる事業の実施に伴う環境の状況の変化について、予測の不確実性の観点から予測結果の検証のための事後調査の実施及び工事着手以後における予測外の事態に適切に対応するために講ずる環境保全措置について定めるものである。  
このため、事後調査の項目及び手法について検討し整理するとともに、環境保全措置については抽象的であってもどのような措置を講ずるのかその方針についてあらかじめ明らかにしておく必要がある。

- 2 評価書で明らかにされた環境保全措置について、その実施状況を確認することが環境の保全上重要であり、また、その効果の検証を積み重ねることによって予測手法の精度の向上に資することが期待できる。

このような視点から、環境管理の結果については公表することを原則とすること。公表の方法は、関係住民等からの求めに応じ、現場事務所等において閲覧できるよう配慮すること等である。

- 3 環境保全措置は、環境保全上の効果が安定的に得られる手法とすること。

事後調査の結果、当該措置の効果が得られていないことが判明した場合には、その原因を解析究明し、今後の対策とともに明らかにした上で、環境管理結果報告書に記載すること。

また、その内容に応じて環境管理計画を見直すこと。

- 4 環境管理を実施する組織体制を明らかにし、責任の所在を明確とすること。

#### 4 環境管理計画の見直し

対象事業の実施以後において予測外の事態が判明したときは、その内容に応じて環境管理計画を見直し、適切な環境保全措置を講じるものとする。

##### 【趣 旨】

環境管理計画の見直しについて示したものである。

##### 【解 説】

- 1 予測外の事態が判明した場合は、速やかに知事にその内容を報告するとともに、適切な環境保全措置を講じるものとする。
- 2 「予測外の事態」とは、予測の不確実性の程度が大きい選定項目、効果に係る知見が不十分な選定項目に限らず、対象事業の実施に伴う環境保全上の不測の事態全般についていうものである。

#### 第7 その他

- 1 記述に当たっての注意

実施計画書、準備書及び評価書の記述に当たっては、できる限り簡素かつ平易な文章表現とし、学術的専門用語の使用は必要最小限にとどめるよう努めるものとする。また、視覚的な表示方法を用いるなど、県民にとって理解しやすい記述となるよう努めるものとする。

- 2 出典等の明示

実施計画書、準備書及び評価書の作成に際し、調査等で使用した既存の資料の出典及び作成年月日、現地調査を行った場合の日時、機関名、天候、助言を受けた専門家等の所属機関の種別、その他必要な事項を明示するものとする。

##### 【趣 旨】

実施計画書、準備書及び評価書の記述における、その他留意事項である。

##### 【解 説】

実施計画書、準備書及び評価書は、対象事業の実施が環境に与える影響について県民が知るための重要な情報源であることから、県民にとって理解しやすい記述となるよう努める必要がある。



**別表第1 環境影響評価等の対象とする環境要素**

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			存在・供用		
		細区分	細区分						
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質							
		騒音							
		振動							
		悪臭							
		低周波音・その他							
	水環境	水質							
		水底の底質							
		地下水の水質及び水位							
		その他							
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質							
		地盤							
		土壌							
		日照阻害							
		電波障害							
		光害							
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物							
		植物							
生態系									
地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観								
	人と自然との触れ合いの活動の場								
	文化財・天然記念物・その他								
環境への負荷の低減	廃棄物等								
	温室効果ガス等								

備考

- 「工事の実施」及び「存在・供用」欄には、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の欄に掲げる各影響要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示すため、○印を記載する。
- 環境要素に係る細区分・・・窒素酸化物、粉じん、土砂による水の濁り等を記載する。
- 影響要因に係る細区分・・・建設機械の稼働、車両の運行、工場の稼働等を記載する。

《 別表2・・・省略》